

自分で日本国憲法を考える —第2報 憲法に書き加える環境原則—

木俣美樹男（日本村塾）

Thinking about the Constitution of Japan for Myself (2) Additional Principle on Environment

*Mikio KIMATA, Nihonmura College for Environmental Studies,
Plants and People Museum*

くまの子見ていたかくれんぼ お尻を出した子一等賞
夕焼け小焼けで また明日 また明日
いいな いいな 人間っていいな 美味しいおやつにほかほかごはん
子どもの帰りを 待ってるだろな ぼくも帰る おうちへ帰る
でんでんでんぐり返って バイバイバイ
(小林亜星作詞、山口あかり作曲)

鼓腹撃壤、腹鼓を打ち、大地を叩いて歌うこと、太平を楽しむさま、と広辞苑にある。陽が出たら働き、陽が没したら休む。井戸を掘って水を飲み、畑を耕して食べる。帝の力なぞ、私たちに関わらない、と篤農が嘯く。理想の政治家とされた堯舜の時代が懐かしい。中国の為政者を敬愛することができたからだ。

日本国憲法に基本的人権、民主主義および平和原則に加えて、「環境原則」を追加する提案をしている NPO 法人環境文明 21 の共同代表から誘われて、憲法部会に参加することにした〔注 1〕。そこで引き続き、憲法と環境の関わりについて学び、考えることにした。

日本国憲法がこのくにの市民の権利を守るものだとするのなら、政党、国会議員の憲法調査会・審査会あるいは内閣府法制局にお任せしておけばよいということではいけないと考える。ただでさえアメリカからの押し付け憲法だとか、一方で改憲絶対反対として思考停止するとか、いろいろな論議があるのだから、かつて明治初期の五日市憲法の提案活動などに倣って、市民こそが姦しく、このくにの憲法のあり方を学

び考え、必要があれば加筆修正を提案すべきだ。

憲法は他人ごと、遠いことではなく、個人や市民生活を保障するものだ。フランス革命が掲げた自由、平等、友愛は近代市民社会が獲得した社会文化的進化だ。市民社会のこの原則は、ラスキン、トルストイ、ガンディー、カントなど多くの実践思想家たちの深い思索により、社会の文化的進化が一層進められてきた。

市民活動による、自由、平等、個人主義、異文化理解、非暴力・非戦、などの実践原則を踏まえ、環境課題を未来に向けて解決、予防する努力が真文明に向けて広がっている。さすがに、フランス共和国憲法（改正 2005.3）は、その前文において「フランス人民は、1789 年の権利宣言により定められ、1946 年憲法の前文により確認され補完された人の権利と国民主権の原理への愛着、および 2004 年の環境憲章において定められた権利と義務への愛着を厳粛に宣言する」としている〔注 2〕。

大日本国憲法は薩長藩閥政府により秘密裏に作成された欽定憲法であったが、これに対して日本国憲法は五日市憲法草案などのような多く

の在野の人々が提案した草案・条項をとり入れて、政府の非道を制御するために作成され、GHQ（連合軍総司令部）はもとより、大日本帝国憲法に基づき、国会等正規の審議により、修正後、承認されたとは、私はこれまでほとんど知らなかった。GHQは戦前を引き継ぐ敗戦政府に対していわば「押しつけた」のであり、日本国民、市民、常民に押しつけたものではない。『日本国憲法の大義』（農文協編 2015）において、色川大吉の情理による歴史的な文脈はよく理解できた。内山節は日本国憲法が自然や環境については何も触れていない点を指摘しているが、あえて憲法改訂を示唆してはいない。楠本雅弘は農村の重要性を強調している。ほかの13名の論者は環境については直接的にほとんど論じていない。

私は、インドの憲法を中心になって起草したのがB.R. アンベードカルで、この憲法ではカーストによる差別を禁止していることに端を発し、日本国憲法にも関心をもつようになった^{注3}。しかし現実には、インドではカーストによる差別も、日本では天皇制もあり、また陰湿な出自差別も続いている。平和原則第九条だけではなく、私が強くかかわる学問、思想・信条・信仰の自由の実効性、平等や友愛といったフランス革命の理念との関わりについて、自分で考えてみたくなったからである。さらに、このくにの憲法に不足する環境保全、食料安全保障、環境難民の課題についても私見を整理してみたかったのである（木保 2017）。

本論では、憲法に明確な規定がない「環境権」や「環境原則」について焦点を絞って思索を深める。

環境権について

このくにの憲法に関する論点の一つ「環境権」について、国会図書館が争点、主要学説及び諸外国の動向などをまとめた調査資料を読んだ（那須 2007）。経済発展に伴う公害が起り、環境権が主張されるようになったが、四大公害や自然環境破壊は現憲法制定以後の事象ゆえに、憲法には環境権を規定した条文はない。

このくにの環境権論議は、環境の範囲を自然的環境に限定する学説が多数派で、明示されてもいない条文を解釈すれば対応できるというような、消極的な論議状況にある。先真文明の時代^{注4}は自由な学びにおいて、後世のため憲法に環境原則を求めたい。

このくにの科学者も、行政官・政治家、多くの人々も、学校教育制度での学習生態や思考形態によって、世界を単純化して分析、統計解析などである程度の相関関係を求めて解釈してきたが、これでは著しく複雑化してきた環境世界を統合された全体として理解することができない、あるいは彼らは理解することが嫌なようだ。

科学は分析をもっぱらとして、事象を総合的に考え、統合的に理解しようとしな。学校教育では分解ばかりで、統合の鍛錬はまったくしない。科学者のもとより、行政や法律の専門家たちの環境世界はあまりに狭く、思いやり（教養）が乏しい。今西（1983）が『自然学の提唱』で、自然科学ではない自然学の必要性を提案したのは、まさにこの問題点を指摘したのだ。今や環境世界は人間ばかりでなく、すべての生物種にとっても重大局面に至っている。私たちは未熟と野蛮に後退した自然観を鍛え直す必要がある。

評論家たち（いわゆる有名な知識人）は、地球環境問題について危機感をもつようと、市民（庶民・常民）の恐怖を煽り立てる。環境の諸課題は危機感をもつことによって始まるのではなく、観測されたデータに基づく科学的論理の学習と、個々人の現場体験を重ね合わせた直観により始めるのである。曖昧な「感」ではなく、認識した「観」に基づくのであって、人々の心を恐怖心により動かすのは邪道である。個々人は情理によって納得し、行為するべきである。

40余年前に環境教育研究会を発足させた頃も、大方の知識人は危機感を煽ったが、現在も相変わらずこのようは方々は多い。人々は恐怖で動かされるが、限度を超えて流され続ける恐怖情報は、聞き飽きて、常態化した現実を受け入れて、恐怖心は麻痺してしまうのだろう。人々は情理を地道に学び、納得して、自らの行動を

決めるべきだ。

このくにの人々が自ら学ぶことから逃避する愚民政策、食料安全保障を放棄して輸入食料、サプリメントや医薬品に依存する病民政策、そして災害被害者を支援しない棄民政策が横行している。これらによって、個人、市民、さらには民族、国民は教養（思いやり）を低下させて、あまりに脆弱に貶められてきた。このような政治戦略は、ついには日本をも亡ぼす。田中正造が「亡國に至るを知らざれば之れ即ち亡國」と言った通りだ。

現代文明の移行のための環境原則

環境権を越えて、前文加筆と新たな条文を追加することにより環境原則を求めるのは、環境がとても大切な生活文化基盤だからだ。大きな変曲点にある人類文明を、将来にかけて維持するために必要なことだからだ。

今や「環境」は文明の転換にまで及ぶ重要課題であるので、憲法に追加、明記すべきだ。環境原則は環境権の基盤であるとともに、実は上位概念・原理である。私たちは自由への権利を追い求めてきた。「環境」が自由を制限することを望まないが、しかし、前提原則として、自由は放逸・放縦ではないので、個人の自由においても他者への義務や社会的責任はともなう。人類が巨大な科学技術を用いるようになった今日では、一層のこと、「環境」を無制限に貪ることはできず、自主的な制御、社会的な規制が必要である。

たとえば、自然から食料や素材を得る自由を取り上げて、考えを深めてみよう。私たちの多くは自分の土地、山林や耕作地を持たない都市生活者だ。生命を維持する食料も、生活に関わる資材も、すべて既存の商品として購入せねばならない。自ら生産することはしない、したくてもできないのだ。山林や海川に行って、自然の中から野生の植物を採集し、動物を狩猟することはできない。自然にも数多くの法律の網がかかっていて、自由に立ち入り、狩猟・採集することはできない。自然から食料を得ること、生活資材を得ること、野生を楽しむことなど、

これらの自由はごく狭い範囲に制限されているのである。

都市においてさえ、使用されていない農耕地が見受けられる。山間地に行けば、なおさらのこと、農林業地帯と思いきや、耕作放棄地や管理放棄された植林地はあまりにも多い。自らの生活資材を採集し、有機農法で無農薬食料を生産したくても、家族自給農耕は土地無くしてはできない。土地を所有したいのではなく、家族食料の安全を確保するために、あるいはささやかな趣味のためであっても、適正借料で耕作することは所有権や借地権や、「面倒なこと」があって、現実的には借地できない。市民農園や自然体験活動を推進しようといっても、いつまでも初めの一步に留まり、何十年も掛け声だけで、このくにの人々の自然離れは著しく進むばかりであった。

一方で、最近明らかになった問題は、所有者不明の土地が、九州の面積を超えるほどだということである。農林業地の土地政策に問題がありながら、このくにの政府も人々も先送りしてきたからだ。自業自得というほかはない。吉原(2017)によれば、このくにの、個人の土地所有権はきわめて強く、経済成長のさなかに地価高騰の時期には値下がりしない有利な資産と考えられてきた。農地以外は売買規制がなく、売り主と買い手が「金融商品」のように通常の経済行為として手軽に売買ができる。

しかし、農地は農地法によって売買規制があり、所有権の移転に関しては地元農業委員会の承認が必要である。その一方で、経済の低迷、都市への集中、人口減少、農山村の過疎・高齢化が進み、数世代を重ねる中で、農林業地に関しては不在村地主が2割以上、所有者不明地は私有地の2割以上に達している。わかりやすく表現すれば、衝撃的にも、九州の面積を超えている。

地方の土地相続人の多くは都市在住者となり、不在地主、さらには相続放棄する。土地は自治体も国も管理業務などの大変さから特段の理由がないかぎり、寄付を受け付けない。資産価値の低下した土地は相続放棄されるが、土地

の利用よりも所有権が優先しているので、面倒な手続き制度によって、共有および他者への移転は容易ではない。

このような土地に関する法制度の問題もあるが、もっと根源的なところに潜む重大問題がある。人々が都市に移動集中して、自然、農山村から遠ざかったことである。今や、自然は教科書的な概念として認識され、映像の世界になってしまい、現実の自然を知らない人々が多くなった。このことを良いことに、野生獣は農山村から都市周辺へと、順化して侵略してきている。都市文明が足元の農山村の暮らしや文化を奪い、ゆっくりとした自壊へと進んでいるのだ。何十年も前に注意喚起したが、聞く耳をもつ人はいなかった。今も、あまりいないようだ。自然豊かなこのくにの哀れな悲しみである。

環境原則を憲法に加筆する提案

環境基本法始め、環境負荷、地球環境保全、および公害の規制法令は多いが、自然科学的な対応策と人文社会的な事象も含めた歴史性のある統合概念に及んでいない。個人から地域社会構成者、職業人らの環境倫理や環境学習などを促進する予防原則が弱い。

環境基本法は、日本国憲法に何ら規定されていない「環境保全」を総合的かつ計画的に推進し、現在および将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、人類の福祉に貢献することを目的とする、としている。これほど大きな将来文明への意思をもつのなら、憲法に条文があって然るべきだ。

環境文明 21 の「環境原則」を日本国憲法に追加する提案は、大筋、環境基本法に沿っており、その主な項目を第3条の4項目にまとめている。さらに、これらに従って前文の関連した箇所に加筆している。

環境文明 21 の提案は、第三章環境；三の一条（権利と責務）、三の二条（国の責務と国民の参画）、三の三条（予防原則）、三の四条（国際協力）によって構成されている。これらに、次の条項（生活文化）を追加してほしい。

「何人も、自然環境に依拠する生業を学習、

継承し、多彩な稔を得る生活文化を享受するとともに、家族、地域社会と協働して自然災害に対応するために、食料、資材を備蓄し、国と地方公共団体はこれらを保障する。」

注1：『環境と文明』特集：憲法の動向と新たな暮らし
加藤三郎 2017、改憲論議に「環境原則」を！、環境と文明 Vol.25(10)：1-3.

2017年10月号：4-5.

石野耕也 2017、憲法で環境について定めることの意義、環境と文明 Vol.25(10)：4-5.

吉野議章 2017、環境権に関する国際社会の動向、諸外国での憲法上の規定について、環境と文明 Vol.25(10)：6-7.

木俣美樹男 2017、学習生態および思考形態とこのくにの過誤、環境と文明 Vol.25(10)：8-9.

中山茂 2017、日本国憲法をもっと知ろう、環境と文明 Vol.25(10)：10.

注2：「新しい人権等」に関する資料（衆議院憲法審査会事務局 2017年5月）抜粋。環境文明 21 憲法部会資料より。

注3：インド憲法第17条がカースト制を禁止していると理解していたが、他方で、カースト制は禁止しておらず、カースト差別を禁止しているにすぎない、との意見も見られ、憲法の原文を探した。インド憲法はpdfで前文を見ることができたが、その英語は活字体ではなく、美しい文字で書かれているので、印刷してもよく読めない。さらに検索を進めたら、次の通り、親切にも日英対訳をしてくださっているブログにヒットした (anonymous 2010)。

・「不可触制の廃止；不可触制を廃止する、いかなる形態においても不可触制が行われることを禁止する。不可触制故に強いられる不自由は、法の下に罰せられる。」

・The Constitution of India. 17. Abolition of Untouchability. "Untouchability" is abolished and its practice in any form is forbidden. The enforcement of any disability arising out of "Untouchability" shall be an offence punishable in accordance with law.

日本国憲法下における、天皇ご夫妻の「象徴」としてのご理解と行動についてはご立派であり、私はいたく尊敬かつ親愛の情を抱いている。しかし、天皇制は自由、平等や友愛といったフランス革命の近代理念に、やはり論理的にそぐわない。天皇制が二重権力として、為政者の責任の所在を明らかにしないように政治利用されている点、および信教の自由の点で、将来の天皇制のあり方については白日の下で、明瞭な議論が必要だ (木俣 2017)。

注4：今世紀中に現代文明は、その文化的進化を定着させて、生き物の文明、新たな真文明へと徐々に変容（移行 Transition）せねばならない。現代文明の終焉の中で、新たな文明を準備する「先真文明時代」がある。今が

その時である（木俣 2014）。

関連資料

木俣美樹男 2014、『先真文明時代』への覚書、民族植物学ノオト 7：29-37.

木俣美樹男 2017、自分で日本国憲法を考える、民族植物学ノオト 10：62-107.

引用文献

今西錦司 1983、自然学の提唱、講談社、東京。

色川大吉編 2015、五日市憲法草案とその起草者たち、日本経済評論社、東京。

自由民主党 2012、日本国憲法改正草案。

解説教育六法編集委員会 2003、日本国憲法 1946、解説教育六法 16-36、三省堂、東京。

解説教育六法編集委員会 2003、大日本帝国憲法 1889、解説教育六法 1105-1107、三省堂、東京。

環境省 1993、環境基本法。

南博方・大久保規子 2002、要説環境法、有斐閣、東京。

宮田三郎 2001、環境行政法、信山社、東京。

那須俊貴 2007、環境権の論点、シリーズ憲法の論点 14、国立国会図書館調査及び立法考査局、東京。

認定 NPO 法人環境文明 21 2017、日本国憲法に「環境原則」を追加する提案。

農山漁村文化協会編 2015、日本国憲法の大義一民衆史と地域から考える 15 氏の意見

吉原祥子 2017、人口減少時代の土地問題、中央公論新社、東京。